

## 小郡図書館友の会「鉢の子」会則

2009年11月3日制定

2012年6月3日改正

### 【名称】

第1条 この会の名称を小郡図書館友の会「鉢の子」とします。

### 【目的】

第2条 この会は、小郡図書館が地域住民の文化・情報・交流の拠点として発展・成長するよう支援することを目的とします。

### 【会員】

第3条 小郡図書館を利用し、サービスを受ける個人または団体はこの会の会員になることが出来ます。

2 会員の会費は個人、団体にかかわらず年額500円とし、納入と同時に会員となります。

### 【活動】

第4条 この会の目的を達成するために、次のような活動を行います。

- ①図書館活動への協力・支援
- ②図書館に関する意見交換および提案
- ③学習会・交流会及び広報活動
- ④図書館関係機関・団体との連携協力
- ⑤その他目的を達成するために必要と思われること

### 【役員等】

第5条 この会に、次のような役員幹事を置きます。

代表	1名
事務局長	1名
会計	1名
書記	1名
運営委員	若干名
監事	1名

2 役員は、会員の中から選出し、総会で承認されます。

3 役員の任期は2年とし、再選を妨げません。

4 この会に顧問を置くことができます。顧問は運営委員会の同意により、代表が委嘱します。顧問は会の活動を支援し、運営委員会や総会などにおいて意見を述べる事が出来ます。

### 【総会】

第6条 この会は、毎年1回、会計年度終了後速やかに総会を開催します。

2 総会は活動方針、予算、決算、会則の改正、その他重要事項について協議・決定します。

3 代表は必要に応じて臨時総会を招集することが出来ます。

**【運営委員会】**

第7条 この会は、運営委員会を開催します。

2 運営委員会は、代表、運営委員、事務局長、会計、書記で構成し、総会の議決に基づき活動を推進するため開催します。

3 運営委員会は代表が招集します。

**【事務局】**

第8条 この会の事務局は、事務局長宅に置きます。

**【会計】**

第9条 この会は、会費、寄付金、その他の収入によって運営し活動を行います。

2 年度途中の退会による返金はありません。

**【会計年度】**

第10条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

**【付則】**

第11条 この会則は2009年11月3日から施行します。

2 会計期間は、初年度に限って特例として2009年11月3日から2011年3月31日までとします。

3 この会則は、2012年6月3日より、第5条、6条、7条を改正、施行します。